

たかはぎ飲食店応援リポートクーポン事業参加店舗募集要項【参加規約】

1 参加店舗の条件

- (1) 事業に参加できる店舗は、下記の要件を全て満たすものとする。
 - ・市内に店舗を有していること。
 - ・食品衛生法第52条の規定により「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。
 - ・年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※持ち帰り専門店、季節営業店、イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く
- (2) 事業の趣旨・目的（感染症拡大防止対策に万全を期し、市が交付するクーポン券を有効に活用することで既存の顧客とともに新たな顧客誘客に繋げる）を理解したうえで、事業ルールを遵守し、利用者に対しても適切な説明に努めること。
- (3) 来店促進のため、各店舗において可能な限りSNS等による事業の周知広報に努めること。

2 感染症拡大防止対策の実施

各店舗において、新型コロナウイルス感染症拡大防止（3密回避等）に関する下記の取組みを可能な限り実施すること。その他、独自の対応についても可能な限り実施すること。

- (1) 店舗内のこまめな換気、清掃、除菌等
- (2) 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理等
- (3) 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置等
- (4) 従業員の体調管理及びお客様の体調チェック等保健衛生対策の徹底
- (5) 茨城県が開発した「いばらきアマビエちゃん」システムの活用

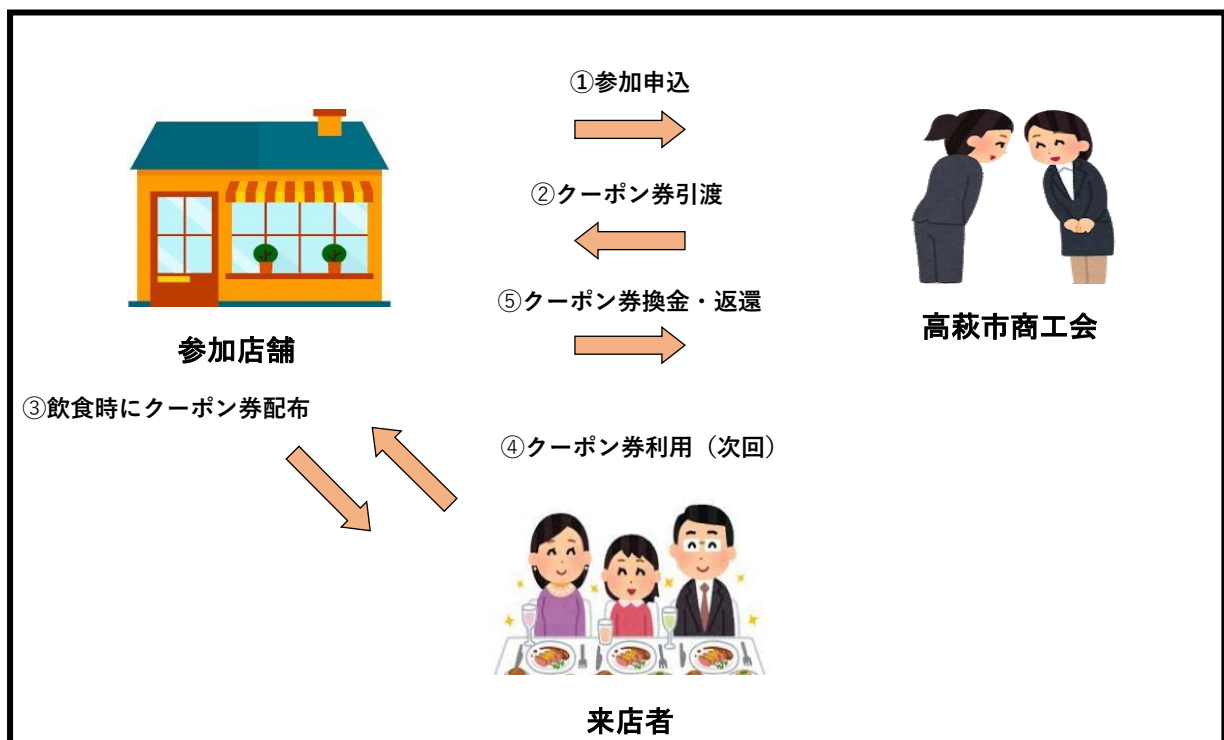
3 その他

- (1) お客様との取り引きにおいて、クーポン券の受け取りは拒まないこと。
- (2) クーポン券の取扱いや店舗におけるお客様とのトラブル等については、市及び商工会は一切関与しないこととし、店舗の責任において解決すること。
- (3) 参加規約への違反が判明した場合、換金請求に応じられない場合があります。
- (4) コロナウイルス感染症の拡大等により事業を中止または休止する場合があります。
- (5) その他、クーポン券の活用に関して社会通念上不適切な取り扱いは行わないこと。

【たかはぎ飲食店応援リピートクーポン事業ルール】

【事業の流れ】

- ① 高萩市商工会に参加申し込みをしてください。
- ② 高萩市商工会からクーポン券とポスターを受け取り、クーポン券のオモテ面には必ず店舗名を記入（ゴム印可）してください。
※クーポン券は記入された店舗でのみ利用できます。
- ③ お客様が飲食した後に、クーポン券を渡してください。
※1回の飲食1千円当たりクーポン券1枚を配布してください。（上限3枚）
※飲食が1千円未満の場合でも、クーポン券を1枚渡すことができます。
※クーポン券を利用した支払いの場合は、クーポン券利用額以上であっても、クーポン券の配布は行わないでください。
- ④ 次回お客様が来店時に、クーポン券を利用して飲食することができます。
※クーポン券のオモテ面にご自分の店舗名が記入されているか確認してください。
※クーポン券のウラ面にお客様の署名があるか確認してください。
- ⑤ 使用されたクーポン券は、高萩市商工会で換金してください。
※回収したクーポン券は換金手続きまでの期間取り扱いに十分注意してください。
クーポン券を紛失した場合には、再発行や換金はできません。
※請求の際は、お間違いのないように、請求金額、クーポン券枚数のご確認をお願いします。
※利用期限を過ぎたクーポン券は各店舗において高萩市商工会に返還してください。



※クーポン券の配布が終了したら、速やかに商工会に連絡してください。

【事業スケジュール】

- 店舗の募集開始：令和2年7月27日（月）から9月30日（水）まで
- クーポン券の発行：店舗登録後随時
- クーポン券利用期間：令和2年8月8日（土）から令和3年1月31日（日）まで
- クーポン券の換金請求：クーポン券受領時に受け取る「換金請求書」に枚数等を記入して、換金日の前日までに商工会に連絡・FAXする。
- クーポン券の換金日：令和2年8月20日（木）から令和3年2月19日（金）までの毎月10日、20日、30日（その日が土・日・祝日の場合には翌日）
 - ※換金する使用済みクーポン券を持参のこと
 - ※使用済みクーポン券1枚当たり1,000円

【禁止事項】

1. 譲渡及び転売
2. お客様への有料での販売（1枚五百円で販売など）
3. 複製等による不正利用
4. 交付した店舗以外でのクーポン券利用
5. 未利用のクーポン券の換金